１０４ページ

１４社会参加の促進について

（１）コミュニケーションの支援について

コミュニケーションを支援するかたを養成する事業を８つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：手話奉仕員養成講座（入門課程、基礎課程）

内容：日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。

問い合わせ先：各市町村

２：手話通訳者養成講座(基本課程、応用課程、実践課程)

内容：上記講座修了者を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

３：要約筆記者養成講座

内容：要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

４：点やくボランティア養成講座

内容：点やくに必要な技術等を習得した点やく奉仕員を養成します。（点やく図書の製作等をおこなっていただきます。）

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

５：音声やくボランティア養成講座

内容：音声やくに必要な技術等を習得した音声やくボランティアを養成します。（録音図書の製作等をおこなっていただきます。）

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

６：盲ろうしゃ向け通訳・介助員養成講座

内容：視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成します。

問い合わせ先：088-884-3794（高知県盲ろうしゃ友の会）

７：パソコンボランティア養成講座

内容：視覚に障害のある人に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

８：失語症者向け意思疎通支援者養成講座

内容：脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

コミュニケーションを支援するための派遣事業を５つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：手話通訳者派遣事業

内容：聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通がはかれるよう手話通訳者の派遣を行います。

問い合わせ先：088-822-2794（高知県聴覚障害者協会）

２：要約筆記者派遣事業

内容：聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通がはかれるよう要約筆記者の派遣を行います。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

３：盲ろうしゃ向け通訳・介助員派遣事業

内容：視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、盲ろうしゃ向け通訳・介助員を派遣して、コミュニケーションや移動等の支援を行います。

問い合わせ先：088-884-3794（高知県盲ろう者友の会）

４：パソコンボランティア派遣事業

内容：視覚障害のある人がパソコンやスマートフォンの操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

５：失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

内容：脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

視覚障害、聴覚障害の情報提供に関する事業を４つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：さんＳＵＮ高知、高知新聞「県からのお知らせ」点字版・音声版の発行

内容：視覚障害のある人に、「さんＳＵＮ高知」をねん12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

２：こうち県議会だより点字版・音声版の発行

内容：視覚障害のある人に、「こうち県議会だより」をねん４回、点字版及び音声版で発行しています。

問い合わせ先：088-823-9536（高知県議会事務局）

３：点字による即時情報ネットワーク事業

内容：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が提供する新しい情報を、祝日等を除く月曜日から金曜日までの毎日、点字又はメールで提供します。

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

４：字幕入り映像ライブラリー事業

内容：字幕入りテレビ番組等のビデオテープやＤＶＤを希望者に無料で貸し出しています。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して次の４つのサービスをおこなっています。

１さまざまな資料の貸出し：ＣＤやカセットテープなどの録音図書、大活字本、音声ガイドや字幕付きのＤＶＤ、その他（ＬＬブック、点字図書、布絵本、さわる絵本など）このほか、音声読み上げ可能な電子書籍、電子雑誌のサービスなどもあります。

２読書や図書館でのコミニケーションを支援する機器：拡大読書器、デイジー録音図書再生機、活字自動読み上げ機、音声パソコン、点字ディスプレイ、レーズライター、ルーペ、筆談ボード、ヒアリングループ

３対面音やくサービス：視覚や肢体等に障害があるために、活字での読書が困難な人に対して、図書館にある図書等を対面で音やく（活字を音声化）します。聞き手（利用者）と読み手（音やく者）が、読みのスピードや図表などについて、相談しながら読み進めることができます。電話やインターネットを利用したリモート音やくも実施しています。オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館以外にも、高知市旭市民図書館、うしおえ市民図書館、春野市民図書館、かみ市立図書館、南国市立図書館、土佐市立市民図書館、とさしみず市立市民図書館、宿毛市立坂本図書館で利用できます。利用対象者は活字を認識することが困難な人です。

１０５ページ

４宅配貸出サービス：病気やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができないかたを対象に、本やＣＤなどをお届けする宅配貸出サービスをおこなっています。利用には、利用者登録が必要です。利用対象者を障害の内容、障害の程度の順に４つの区分で記載しています。

①障害の内容：視覚、両下肢、たいかん、移動機能

障害の程度：身体障害者手帳１級および２級、せんしょう病者手帳特別項症から第２項症

②障害の内容：心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸

障害の程度：身体障害者手帳１級から３級、せんしょう病者手帳特別項症から第３項症

③障害の内容：免疫、肝臓

障害の程度：身体障害者手帳１から３級

④障害の内容：知的

障害の程度：療育手帳Ａ１およびＡ２

４つの区分の他、介護保険被保険者証の要介護状態区分が３および４および５と表示されている人、その他館長が適当と認める人も対象となります。また、活字を認識することが困難な人には、オーテピア高知声と点字の図書館所蔵のデイジー録音図書等を宅配により貸出しできます。

オーテピア高知図書館の開館時間は、火曜日から金曜日の午前９時から午後８時、土曜日は午前９時から午後６時ですが、７月と８月は午後８時まで開館しています。日曜日・祝日は午前９時から午後６時までです。休館日は月曜日ですが、祝日の場合は開館します。８月および祝日を除く毎月第３金曜日も休館日です。８月11日を含む４日間は資料特別整理期間のため、休館日です。令和５年度の資料特別整理期間の休館は８月９日から８月12日までです。年末年始は、12月29日から１月４日までが休館日です。

問い合わせ先：オーテピア高知図書館、住所：郵便番号780-0842高知市追手筋2-1-1、電話番号：088-823-4946、FAX番号：088-823-9352、メールアドレス：toiawase@library.kochi.jp、ホームページアドレス：https://otepia.kochi.jp/library

（２）視聴覚障害者情報提供施設について

１高知県聴覚障害者情報センター：聴覚に障害のある方を総合的に支援する拠点施設で、次の５つの業務を実施するほか、聴覚障害者日常生活用具の展示や研修室の貸出しをおこなっています。

①生活支援事業：相談事業（仕事・生活、その他相談内容は何でもかまいません）、聴覚障害者向け防災学習会、パソコン訓練（簡単なパソコン基本操作）、学習や交流の場の提供、難聴者・中途しっちょうしゃ向け手話教室

②ビデオライブラリー事業（字幕・手話入りビデオカセットテープ、ＤＶＤの貸出・視聴）

③要約筆記者派遣

④手話奉仕員養成講座

⑤手話通訳者養成講座

開館時間は、月曜日から金曜日の午前９時から午後９時までです。第２第４土曜日及び日曜日は午前９時から午後５時まで開館していますが、日曜日は休館の場合があります。休館日は、祝日と１２月２９日から１月４日までの年末年始です。

問い合わせ先：高知県聴覚障害者情報センター、住所：郵便番号780-0928高知市越前町2丁目4-5、電話番号：088-823-5922、FAX番号：088-822-0750、メールアドレス：chokaku-joho@kodakasa-h.com、ホームページアドレス：http://www.kodakasa-h.com

２オーテピア高知声と点字の図書館：オーテピア高知声と点字の図書館では、障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難なかたも読書を楽しめるように、いろいろなバリアフリー図書で読書をサポートします。障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人が読めるようにいろいろな工夫がされた次の３つの本（バリアフリー図書）を貸出しています。

１録音図書：活字図書を音声でＣＤなどに録音した図書。本屋大賞などのベストセラー、推理小説、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルの本があります。録音図書再生機も貸出しています。

２マルチメディアデイジー図書：音声サポート付きの電子書籍。知的・学習障害などで文字を読むことが難しい人もわかりやすく読めます。再生用タブレットも貸出しています。

３点字図書：活字図書を点字に打ち直した本

バリアフリーサービスとして、次の２つのサービスを実施しています。

１録音・点字・マルチメディアデイジー図書郵送貸出サービス：図書をご自宅までお送りします。録音図書再生機、タブレットも郵送します。送付・返却とも無料。返却も同じ郵送バッグに入れ、ポストに投函またはお近くの郵便局までお持ちください。

２対面音やくサービス：図書館にある図書や雑誌、お手持ちの文書などをボランティアが対面して読み上げます。事前予約制です。

上記のほか、視覚障害者支援として、見えない、見えにくいをサポートする福祉機器や便利グッズの紹介、使用方法などの相談に応じます。

開館時間は、火曜日から金曜日の午前９時から午後８時までです。土曜日は、午前９時から午後６時まで開館していますが、７月及び８月は午後８時まで開館しています。日曜日と祝日 は午前９時から午後６時まで開館しています。休館日は、月曜日ですが、祝日の場合は開館しています。８月及び祝日を除く毎月第３金曜日は休館しています。資料特別整理期間のため、８月11日を含む４日間は休館しています。令和５年度の資料特別整理期間の休館は８月９日から８月12日までです。年末年始は12月29日から１月４日まで休館しています。

問い合わせ先：オーテピア高知声と点字の図書館、住所：郵便番号780-0842高知市追手筋2-1-1、電話番号：088-823-9488、FAX番号：088-820-3218、ホームページアドレス：https://otepia.kochi.jp/braille/

１０６ページ

（３）移動の支援について

自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成：障害のある人が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。事業めい、対象者、補助額の順に次の２つの助成事業を記載しています。

１：自動車運転免許取得

対象者：免許の取得により、就労等の社会参加が見込まれる人

補助額：免許取得費用の2/3以内、100,000円を限度

２：自動車改造

対象者：改造しなければ自動車の運転ができない人で、運転することにより就労等の社会参加が見込まれる人。ただし、所得制限があります。

補助額：改造のための費用、100,000円を限度

身体障害者用教習車を設置している自動車学校を学校めい、所在地、電話番号の順に５つ記載しています。

１：高知県自動車学校

所在地：高知市いっく中町3-1-2

電話番号：088-845-1411

２：高知中央自動車学校

所在地：高知市江陽町4-50

電話番号：088-883-3251

３：安芸自動車学校

所在地：安芸し川北甲2100

電話番号：0887-34-3181

４：東部自動車学校

所在地：香南し野いち町西野2135

電話番号：0887-56-0611

５：南国自動車学校

所在地：南国市小籠81-3

電話番号：088-864-3125

対応車種等、詳細については、各自動車学校にお問い合わせください。

駐車禁止除外指定しゃひょうしょう：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた人で、自動車を利用される場合（介護者が運転する場合も含む）、公安委員会から「駐車禁止除外指定しゃひょうしょう」の交付を受けられることがあります。住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

高齢運転者等ひょうしょう（高齢運転者等専用駐車区間制度）：普通自動車を運転するかたで、70歳以上の高齢者（高齢運転者マークの対象者）、聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許証に条件を付されているかた（聴覚障害者マーク及び身障者マークの対象者）、妊娠中又は出産後８週間以内のかたは、公安委員会から「高齢運転者等ひょうしょう」の交付を受けられることがあります。高齢運転者等専用駐車区間を警察署別、高齢運転者等専用駐車区間、設置台数の順に３つ記載しています。

１高知警察署

高齢運転者等専用駐車区間：高知市くたんだ「南街公民館」前道路

設置台数：２台

２安芸警察署

高齢運転者等専用駐車区間：安芸市矢ノ丸１丁目「安芸市役所」西側道路

設置台数：２台

３中村警察署

高齢運転者等専用駐車区間：はた郡黒潮町いりの「黒潮町役場」前道路

設置台数：２台

車イスのまま乗ることができるタクシー等：道路運送法上の許可又は登録を受けて、車イスのまま乗ることができるなど特殊な用途の車両を準備しているタクシー会社があります。一般に介護タクシー、福祉タクシーと呼ばれています。利用方法等、詳細については各事業者にお問い合わせください。

リフト付きバス等をしゃめい、定員、申込先、備考の順に２つ記載しています。

１太陽号

定員：17人、車イス４台

申込先：高知県社会福祉協議会（障害者スポーツセンター）、電話番号088-841-0021

備考：要予約

２リフト付き大型観光バス

定員：車イス１台の場合、正席35席、車イス２台の場合、正席25席

申込先：有限会社宮地観光バス（高知市）、電話番号088-848-0222

備考：要予約

１０７ページ

こうちあったかパーキング制度：公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要なかたに、県が県内共通の利用証を交付する制度です。対象者、申請に必要な書類、有効期間は次のとおりです。

対象者１身体障害者：視覚障害４級以上、聴覚障害３級以上、平衡機能障害５級以上、肢体不自由じょうし４級以上、肢体不自由下肢６級以上、肢体不自由たいかん５級以上、乳幼児期以前の非進行せいの脳病変による運動機能障害じょうし機能４級以上、乳幼児期以前の非進行せいの脳病変による運動機能障害移動機能６級以上、心臓機能障害４級以上、じん臓機能障害４級以上、呼吸器機能障害４級以上、ぼうこう又は直腸機能障害４級以上、小腸機能障害４級以上、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害４級以上、肝臓機能障害４級以上

必要書類：身体障害者手帳

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者２知的障害者：障害の程度が重度（障害程度欄がＡ）のかた

必要書類：療育手帳

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者３精神障害者：障害区分が１級のかた

必要書類：精神障害者保健福祉手帳

対象者４発達障害者：移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めたかた

必要書類：医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者５高齢者：要介護状態区分が要介護１から５のかた

必要書類：介護保険被保険者証

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者６難病患者：特定医療費（指定難病）医療受給者又は特定疾患医療受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者

必要書類：特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者７けが人等：けが等により一時的に移動に配慮が必要なかた

必要書類：医師の診断書・意見書

有効期間：診断書等により必要と認められる期間

対象者８妊産婦：産前７か月～産後１年間のかた

必要書類：母子健康手帳

有効期間：産ぜん７か月～産後１年間（産後は１歳未満の子どもを同伴する場合に限る）

申請・交付窓口は次の６カ所です。

１高知県障害福祉課

住所：郵便番号780-8570高知市丸ノ内1-2-20高知県庁内

電話番号：088-823-9633

ＦＡＸ番号：088-823-9260

２安芸福祉保健所

住所：郵便番号784-0001安芸市矢ノ丸1-4-36安芸総合庁舎内

電話番号：0887-34-3177

ＦＡＸ番号：0887-34-3170

３中央東福祉保健所

住所：郵便番号782-0016かみ市とさやまだ町山田1128-1

電話番号：0887-53-3173

ＦＡＸ番号：0887-52-4561

４中央西福祉保健所

住所：郵便番号789-1201高岡郡佐川町甲1243-4

電話番号：0889-22-1249

ＦＡＸ番号：0889-22-9031

５須崎福祉保健所

住所：郵便番号785-8585須崎市ひがしふるいちまち6-26須崎第二総合庁舎内

電話番号：0889-42-1875

ＦＡＸ番号：0889-42-8924

６はた福祉保健所

住所：郵便番号787-0028しまんと市中村山手通19 はた総合庁舎内

電話番号：0880-34-5124

ＦＡＸ番号：0880-35-5980

※受付時間は、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前８時半から午後５時までです。お急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。また、郵送でも受け付けています。郵送の場合は、手帳等の確認書類の写しを必ず同封してください。

タウンモビリティの推進：タウンは、まち、モビリティは移動性という意味で、たとえ障害があっても、高齢になっても自由に商店街へ出掛けられることを目指した取り組みです。移動に不自由を感じている人を対象に、高知市中心商店街において車いすの貸し出しやボランティアによる付き添い等のサポート、車いすで利用できるトイレや店舗の紹介などをおこなっています。

場所：タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町１丁目１－24京まち商店街アーケード内）

利用日：毎週木曜日から日曜日（週４日）

利用時間：午前１１時から午後４時まで（日時は変更になる場合もありますので事前にお問い合わせください。）

利用料金：ボランティアの付き添い１回につき500円

利用申込：希望日の１週間前までに電話予約、団体は２週間前まで

無料貸出：車いす、シルバーカー、ベビーカー、楽々カート

問い合わせ先：タウンモビリティステーションふくねこ、住所：郵便番号780-0822高知市はりまや町1丁目1-24、電話番号：080-3923-2939（担当者：笹岡）、メールアドレス：townmobility-kochi@softbank.ne.jp

１０８ページ

ヘルプマークの配布：義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または、妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないかたを対象にヘルプマークを無料で配布しています。電車やバス、駅や商業施設等でヘルプマークを身に付けているかたを見かけたら、席をお譲りする、声をかけるなどの配慮をお願いします。 令和５年４月１日時点の配布場所は、高知県障害福祉課、高知県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、ちゅうげい広域連合障害福祉担当窓口、高知県立ふくし交流プラザ総合案内、公益財団法人高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン、こうち難病相談支援センター、高知県盲ろうしゃ友の会事務局、タウンモビリティステーションふくねこ、とさでん交通はりまや橋サービスセンター、オーテピア高知声と点字の図書館、高知観光情報発信館とさてらす、高知ハビリテーリングセンター、安芸駅ぢばさんいちば、土佐くろしお鉄道中村駅、高知西南交通株式会社本社営業所、高知西南交通株式会社宿毛出張所、高知県聴覚障害者情報センター

※配布場所の最新情報は、高知県障害福祉課のホームページをご確認ください。マークの配布は１人１個を原則とし、郵送での配布は対応していませんのでご留意ください。

問い合わせ先：高知県障害福祉課、電話番号：088-823-9634

移動支援事業等：障害のある人が外出する際に必要に応じて、障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。お住まいの市町村にお問い合わせください。

身体障害者補助けん：補助けんは、身体障害がある人と一緒に生活し、生活を助けるための犬で、盲導犬、介助けん、聴導犬の３種類がいます。

目的等：視覚に障害のある人の外出時の誘導を行う。

受けている訓練の内容：路上の障害物を避けたり、交差点で止まる。建物の入り口や階段などの目的物を探す。場合により使用者の指示より、安全を優先して動く。

２介助けん

目的等：肢体が不自由な人の手足の機能を補う。

受けている訓練の内容：物を拾い上げたり、運んだりする。衣服や靴の着脱を手伝う。ドアの開閉やスイッチの操作。

３聴導犬

目的等：聴覚に障害のある人の耳の機能を補う。

受けている訓練の内容：ドアノック、目覚まし時計、ＦＡＸ着信等の音を覚え、使用者に知らせたり音源に誘導する。非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる。後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる。

いずれの補助けんも基本動作として呼ばれたら行く、座る、伏せる、待つ、止まる、介助の指示があるまで維持する、指示された時・場所で排泄する、音響、植物、他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視する、指示された場所、部屋、車などに入る等の訓練を受けています。

補助けんの利用を希望する場合は公益財団法人高知県身体障害者連合会（電話番号：088-872-9497）または高知県障害福祉課（電話番号：088-823-9634）へご連絡ください。

補助犬に関する相談窓口は高知県障害福祉課（電話番号：088-823-9634）または高知市障がい福祉課（電話番号：088-823-9378）です。

（４）レクリエーション等について

対象者、内容、問い合わせ先の順にレクリエーション事業を２つ記載しています。

１対象者：視覚障害者

内容：川柳教室、将棋教室

問い合わせ先：高知県視覚障害者協会、電話番号：088-875-5247

２対象者：肢体障害者

内容：料理教室、バスレクリエーション、映画上映会

問い合わせ先：高知県肢体障害者協会、電話番号：088-855-6368

（５）自立生活を行うために

事業めい、内容、問い合わせ先の順に自立生活を行うための４つの事業を記載しています。

１：視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン

内容：視覚障害のある人の日常生活に便利な機器等を県立もう学校に展示し、希望者に使用方法などの説明をおこなっています。

問い合わせ先：ルミエールサロン、電話番号：088-823-8820

２：視覚障害者生活相談・訓練事業

内容：中途視覚障害のある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導をおこなっています。

問い合わせ先：ルミエールサロン、電話番号：088-823-8820

３：音声機能障害者発声訓練事業

内容：喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練をおこなっています。

問い合わせ先：高知県こうゆう会、電話番号：0889-24-7071

４：オストメイト（人工肛門人工ぼうこうぞうせつしゃ）社会適応訓練事業

内容：ストーマ装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会をおこなっています。

問い合わせ先：日本オストミー協会高知県支部、電話番号：088-822-8038

１０９ページ

（６）文化・スポーツについて

文化関係の行事を４つ記載しており、それぞれ行事めい、内容、開催時期、問い合わせ先の順に記載しています。

１：スピリットアート（高知県障害者美術展）

内容：障害者が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。

開催時期：毎年10月頃

問い合わせ先：088-823-9634（県障害福祉課）又は088-872-9497（高知県身体障害者連合会）

２：障害者文化芸術活動事業

内容：展覧会や演劇ワークショップを通じて、施設・事業所等における障害者の芸術活動を支援する者への支援や、相談窓口の開設等により芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。

開催時期：通年

問い合わせ先：088-823-9634（県障害福祉課）又は088-879-6800（藁工ミュージアム 分室）

３：障害者作品展

内容：障害者の制作した作品を展示販売し、県民の理解促進を図ります。

開催時期：毎年11月中旬から下旬

問い合わせ先：088-823-9560（県障害保健支援課）又は088-872-9497（高知県身体障害者連合会）

４：障害者週間の集い

内容：障害や障害者について理解を深めることなどを目的に、障害者週間の関連イベントとして開催します。

開催時期：毎年12月初旬

問い合わせ先：088-823-9633（県障害福祉課）

スポーツ関係の行事を５つ記載しており、それぞれ行事めい、内容、開催時期、問い合わせ先の順に記載しています。

１：外へ飛び出せ運動会

内容：在宅の知的障害者及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。

開催時期：毎年秋から冬頃開催

問い合わせ先：088-855-3717（高知県知的障害者育成会）

２：スポーツ教室

内容：水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。

開催時期：高知県立障害者スポーツセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

３：種目別競技会

内容：卓球、バドミントン、フレンドＣＵＰ、駅伝等

開催時期：高知県立障害者スポーツセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

４：高知県障害者スポーツ大会

内容：県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。

開催時期：毎年５月開催（フライングディスクは10月の日曜日に開催）

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

５：全国障害者スポーツ大会

内容：全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。

開催時期：毎年秋

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

障害のある人が利用しやすい体育施設として、５つの施設を記載しており、それぞれ施設めい、所在地、電話番号、施設内容、利用時間等の順に記載しています。

１：高知県立障害者スポーツセンター

所在地：高知市春野町うちのたに1の1

電話番号：088-841-0021

施設内容：管理とう（卓球室、盲人卓球室、プレイルーム、研修室等）、テニスコート、アーチェリーじょう、グラウンドちょくそうろ、プール、体育館

利用時間：火曜日から土曜日は午前９時から午後９時、日曜日・休日は午前９時から午後５時

休館び：月曜日（ただし、休日の場合は開館）、休日の翌日（ただし、日曜日、休日は除く）、12月29日から１月４日

利用料の免除：障害者及び介助者が利用する場合は利用料を免除

２：高知県立県民体育館

所在地：高知市桟橋どおり2の1の53

電話番号：088-831-1166

施設内容：しゅ競技じょう、補助競技じょう、室内プール

利用時間：午前8時30分から午後10時（ただし、室内プールは午前９時から午後９時）

申込み受付時間：午前8時30分から午後８時30分

１１０ページ

３：南国市立スポーツセンター

所在地：南国市前浜1344の3

電話番号：088-865-8015

施設内容：体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、トレーニングルーム、会議室、研修室、グラウンド

利用時間：午前8時30分から午後10時

申込み受付時間：午前8時30分から午後10時

４：香北青少年の家

所在地：かみ市かほく町吉野1300

電話番号：0887-59-2239

施設内容：宿泊施設、キャンプ場（テント泊不可）、研修とう

予約可能時期：１年前から予約可能

５：ゆいの丘ドーム（ちゅうげい広域体育館）

所在地：あきぐんやすだちょうひがしじま2017

電話番号：0887-38-6288

施設内容：体育館、トレーニングルーム、会議室ほか

利用時間：午前９時から午後９時

（７）障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。

これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあり、12種類のマークを紹介しています。

説明はマークの名称、内容、関係機関に関する情報として、ホームページアドレス、電話、ファクシミリなどの順に紹介できる情報を記載しています。

障害者のための国際シンボルマーク

このマークは障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。

関係機関　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会　https://www.jsrpd.jp　電話03-5273-0601　ファクシミリ03-5273-1523

身体障害者標識（身体障害者マーク）

この四つ葉のクローバーマーク（身障者マーク）は、肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや、割り込みをおこなった運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

関係機関　各警察署　https://www.police.pref.kochi.lg.jp/portal/

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

このマークは、聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みをおこなった運転者は道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については義務となっています。

関係機関　各警察署　https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm

視覚障害者の国際シンボルマーク

このマークは、世界盲人連合（ＷＢＵ）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

信号機や国際展示郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には視覚に障害のある方の利用への配慮をお願いします。

関係機関　社会福祉法人日本盲人福祉委員会　https://ncwbj.or.jp/　電話03-5291-7885　ファクシミリ03-5291-7886

ほじょけんマーク

身体障害者補助けんの同伴を啓発するためのマークです。

身体障害者補助けんとは、もうどうけん・かじょけん・ちょうどうけんのことです。

「身体障害者補助けん法」において、公共施設や交通機関を始め、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は身体障害のある人が、補助けんを同伴するのを受け入れる義務があります

補助けんは、ペットではなく、からだの不自由なかたの体の一部となって働いています。

社会のマナーも訓練され衛生面も管理されています。

関係機関　厚生労働省自立支援振興室　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html　電話03-5253-1111　ファクシミリ03-3503-1237

１１１ページ

聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）

聴覚障害者であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分らないため、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。

このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで聴覚障害者が相談しやすくなります。

相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮する必要があります。

関係機関　一般社団法人全日本難聴者・中途しっちょうしゃ団体連合会　https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark　電話03-3225-5600　ファクシミリ03-3354-0046

ハート・プラスマーク

このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです　身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。優先席の利用や近くでの携帯電話使用者を我慢している人がいます。

こうした内部障害のあるかたを視覚的に示し理解を広げるために利用を呼びかけています

関係機関　特定非営利活動法人ハート・プラスの会　https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/　電話080-4824-9928、メールアドレスinfo@heartplus.org

オストメイトマーク

このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。

オストメイト対応トイレとは、排泄ぶつの処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。

関係機関　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団　http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/index.html　電話03-3221-6673　ファクシミリ03-3221-6674

ヘルプマーク

このマークは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた又は妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない方々が、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるマークです。

平成24年度に東京都が作成し、日本工業規格（JIS)に登録されています。

関係機関　東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\_shisaku/helpmark.html　電話03-5320-4147　ファクシミリ03-5388-1413

「はくじょうＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク

このマークは、はくじょうを頭上50cm程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけ支援しようという「はくじょうＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです

はくじょうによるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

関係機関　岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課　https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html　電話058-214-2138、ファクシミリ058-265-7613

手話マーク

聴覚に障害のあるかたが、手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示します

また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。

関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟　https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854　電話03-3268-8847　ファクシミリ03-3267-3445

筆談マーク

聴覚に障害のあるかた、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示します。

またイベント時のネームプレートや、災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます

関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟　https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854　電話03-3268-8847　ファクシミリ03-3267-3445